

議案第 88 号

南丹市上下水道事業手数料徴収条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市上下水道事業手数料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、上下水道事業に係る特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 南丹市水道事業給水条例（平成 18 年南丹市条例第 219 号）第 46 条に基づく開栓又は閉栓に係る手数料 1 件につき 500 円
- (2) 南丹市水道事業給水条例第 47 条に基づく給水装置工事申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (3) 南丹市水道事業給水条例第 48 条に基づく給水装置工事事業者指定手数料（新規指定手数料又は更新手数料） 1 件につき 10,000 円
- (4) 南丹市公共下水道条例（平成 18 年南丹市条例第 222 号）第 32 条第 1 項に基づく排水設備工事申請手数料 1 件につき 5,000 円。ただし、トイレの数が 2 個を超える場合は、1 個につき 500 円を加算する。
- (5) 南丹市公共下水道条例第 32 条第 1 項に基づく除害施設確認手数料 1 件につき 3,000 円
- (6) 南丹市公共下水道条例第 32 条第 2 項に基づく指定業者登録手数料（新規指定手数料又は更新手数料） 1 件につき 10,000 円
- (7) 南丹市農業集落排水処理施設条例（平成 18 年南丹市条例第 225 号）第 17 条第 1 項に基づく排水設備工事申請手数料 1 件につき 5,000 円。た

だし、トイレの数が2個を超える場合は、1個につき500円を加算する。

(8) 南丹市農業集落排水処理施設条例第17条第2項に基づく指定業者登録手数料（新規指定手数料又は更新手数料） 1件につき 10,000円

(9) 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下この号において「法」という。)の規定による交付に関する手数料

ア 法第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の規定による交付に関する手数料 白黒1枚につき20円。カラー1枚につき60円

イ 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付に関する手数料 白黒1枚につき20円。カラー1枚につき60円

(10) 南丹市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年南丹市条例第215号）に規定する事業に係るその他の証明書の発行手数料 500円

2 前項第9号に掲げる手数料は、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額とする。

(徴収の時期等)

第3条 手数料は、申請又は交付のときに徴収する。

2 既納の手数料は、請求事項を変更し、又は取り消した場合も還付しない。

(郵送料の納付)

第4条 第2条第10号に規定する証明書の送付を求める場合は、その手数料のほかに郵送料を納付しなければならない。

(免除)

第5条 次に掲げる事項に該当するものについては、手数料（第2条第1項第9号に掲げる手数料を除く。）を徴収しない。

(1) 官公署から請求があったもの

(2) 公益上必要があるもの

(3) その他法令の規定により取り扱うもの又は市長が必要と認めるもの

2 次の各号に掲げる手数料について、当該各号に定めるものは、行政不服審査法第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

(1) 第2条第1項第9号アに掲げる手数料 審理員(行政不服審査法第9条

第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁)

(2) 第 2 条第 1 項第 9 号イに掲げる手数料 南丹市行政不服審査会(個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項及び南丹市議会個人情報保護条例(令和 5 年南丹市条例第 13 号)第 45 条に規定する審査請求があつた場合にあっては、南丹市個人情報保護審議会)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、手数料の徴収に必要な事項は、南丹市手数料徴収条例(平成 18 年南丹市条例第 92 号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に受け付けた申請、届出、申込みその他の手続(以下「申請等」という。)に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。